

令和4年6月30日
古関東深海盆ジオパーク推進協議会

研究不正の告発に対する研究機関の予備調査委員会の回答について
(研究公正に関する質問)

夏至の候、貴推進室に於かれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、古関東深海盆ジオパーク推進協議会（以下「本協議会」）は、去る2020年7月末に科研費研究活動における特定不正行為（研究不正）の疑義について告発を行い、被告発者が所属する大学・研究機関において予備調査委員会が組織され、同年9月に調査の回答を頂きました。予備調査委員会の調査結果は以下の2点の理由により本調査は不要とするものでした（添付資料1、2参照）。

- ① 結論に影響しない齟齬のため、研究不正ではない。
- ② 学術雑誌において審査され掲載された論文に対する疑義のため該当学術雑誌の編集委員会の責任において調査を行うべき。

しかし、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定、以下「ガイドライン」）に照らし合わせれば、上記①および②の様な調査結果を根拠に「研究不正の疑いはない」と結論づける事は出来ないと考えられます。

そこで、本文書で伺いたい質問事項は以下の2点です。

- 質問1) 予備調査委員会が「結論に影響しないデータの齟齬（データの捏造・改ざん）であれば研究不正ではない」と判断することはガイドラインに矛盾しないのか。
- 質問2) 学術雑誌において審査され掲載された論文に対する疑義は調査対象ではない（本調査は不要）という予備調査委員会の判断はガイドラインに矛盾しないのか。

2014年に問題となったSTAP細胞論文は査読付き学術誌に掲載された論文であり、著者は不正を指摘された箇所に対して「この間違いによって、論文の結論には影響がない」とも説明しております。しかし、調査機関は不正を認め、論文は撤回されました。また、本協議会ではガイドラインをはじめとする多くの研究機関の規定を調べましたが、いずれも「結論に影響を与えるものでなければ特定不正行為には該当しない」とは明記されておられません。加えて、文部科学省では「故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない」と定義されておりますが、上記予備調査委員会は故意とは見なさなかった根拠を示していません。

これらの事実を踏まえ、上記2点の質問を致します。

個別の案件に関する質問であり誠に恐縮ですが、他機関の予備調査においても類似の事案が生じており、ガイドラインが適切に運用されていないと考えられますので、文部科学省としての見解を頂ければ大変幸甚に存じます。

以上